

「国有林野事業における製品生産事業及び造林事業に係る請負事業監督・検査実施要領の制定について」の運用について

令和4年7月6日付け4林国業第61号
林政課長・業務課長より各森林管理局各部長あて

国有林野事業における製品生産事業及び造林事業に係る請負事業の監督・検査については、「国有林野事業における製品生産事業及び造林事業に係る請負事業監督・検査実施要領の制定について」（令和4年7月6日付け4林国業第59号林野庁長官通知）により定められたところであるが、その運用に当たっては、下記のとおり適切に実施されるようお願いする。

なお、「造林事業請負検査について」（昭和53年12月26日付け53-84林野庁監査課長通知）については廃止する。

記

1 第3条第3項関係

ここでいう「特別の必要がある場合」とは、真にやむを得ない場合であり、例えば次のいずれかに該当する検査を行う場合である。

- (1) 検査の時期における災害その他異常な事態の発生によって検査を行う現場への交通が著しく困難であるため監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) 検査を行うために特別の技術を要するため監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (3) 当該作業の終了後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

2 第3条第4項関係

森林管理署等における検査職員の任命に当たっては、当該事業を所管するグループに属する職員以外の職員を任命するものとし、原則、業務グループ以外の職員を任命するものとする。ただし、実施の時期が限られる作業種に係る検査で、事業の実施の過程において、検査の集中により完了届又は部分完了届を受理した日から10日以内の実施が困難であることが明らかとなり、支出負担行為担当官等が認めた場合については、この限りではない。

なお、内部牽制機能を十分に確保することが困難な官署においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の6第3項の手続を経て、当該契約に係る支出負担行為担当官等及びその補助者以外の職員に検査を行わせるなど牽制機能を確保するための必要な措置を講じるものとする。

また、同一契約における監督職員に対しては、検査職員として任命することはできないものとする。

3 第5条関係

通信環境等の条件が整う事業においては、監督職員が行う工程管理、材料検査及び立会いについて、工事現場等における遠隔臨場の試行について（令和3年3月8日付け2林整計第605号林野庁森林整備部計画課長通知）を準用し、情報通信技術を活用することができることに留意すること。